

新型コロナウイルス感染症への対応状況について

土木建築局

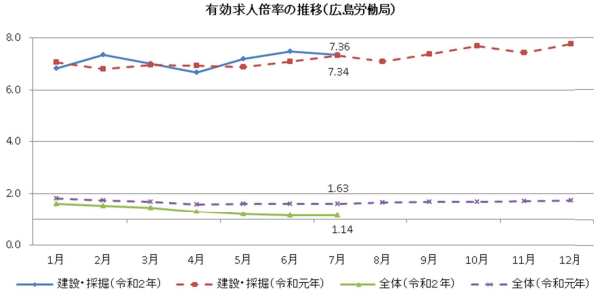
1 要旨

土木建築局における新型コロナウイルス感染症への対応状況を報告する。

2 主な対応状況（下線部は更新した内容を示す）

令和2年9月11日（金）時点

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応
公共工事	<p>1 工事の実施状況</p> <p>○県発注工事の中止や工期延伸等は現時点では発生していない。</p>	<p>○受注者に対し感染予防対策への取組を徹底するとともに、工期延伸等の要望把握を行い、受注者から要望があれば、工事の一時中止、工期の延伸や請負代金額の変更等必要な措置を行う。</p> <p>○受注者が感染拡大防止対策を実施することにより、追加で必要とする費用（労働者宿舎における密集を避けるための近隣宿泊施設の宿泊費や交通費、遠隔臨場やテレビ会議等のための機材リース費や通信費など）については、受発注者間で協議の上、設計変更（請負金額の変更）を行う。</p> <p>○コロナ感染症対策により資材調達が困難となり、工事施工に影響する場合、受発注者で協議を行い、工事の一時中止の対応を行う。</p>	<p>○受注者に対し感染予防対策への取組を徹底するとともに、工期延伸等の要望把握を行い、受注者から要望があれば、工事の一時中止、工期の延伸や請負代金額の変更等必要な措置を行う。（建設業者団体に周知）</p> <p>○受注者が感染拡大防止対策を実施することにより、追加で必要とする費用については、受発注者間で協議の上、設計変更（請負金額の変更）を行う。</p> <p>○コロナ感染症対策により資材調達が困難となり、工事施工に影響する場合、受発注者で協議を行い、工事の一時中止の対応を行う。</p>
民間工事	<p>1 工事の状況</p> <p>○各民間発注団体において、工事の一時中止や工事現場での感染予防対策を実施</p>	<p>○咳エチケットや衛生環境の管理等、感染予防対策について建設業関係団体に周知</p>	<p>○一時中止等や工事現場等での感染予防対策について民間発注者団体に周知</p>

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応												
建設業	<p>1 事業・雇用等への影響</p> <p>○令和2年7月の広島県内の有効求人倍率は、昨年7月と比較すると、全産業の合計では減少しているが、建設・採掘においては増加しており、高い有効求人倍率となっている。</p> <p>【有効求人倍率（広島労働局（常用））】</p> <table border="1" data-bbox="277 421 810 542"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>R02.07</th> <th>R01.07</th> <th>増減</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全産業</td> <td>1.14</td> <td>1.63</td> <td>▲0.49</td> </tr> <tr> <td>建設・採掘</td> <td>7.36</td> <td>7.34</td> <td>+0.02</td> </tr> </tbody> </table> 	区分	R02.07	R01.07	増減	全産業	1.14	1.63	▲0.49	建設・採掘	7.36	7.34	+0.02	<p>○建設技術者等緊急雇用助成事業 【支給決定】36社（49人）（H31.3以降）</p> <p>○下請負人・技能労働者への配慮 受注者に対し、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分に配慮するように依頼（随時）</p>	<p>○建設業関係団体に対し、雇用調整助成金の特例措置の積極的活用等、事業者への支援措置を周知</p> <p>○下請負人・技能労働者への配慮 受注者に対し、建設工事の一時中止や延期に際しては、下請負人や技能労働者の事業や生業の継続に支障が生じることがないように十分に配慮するように依頼（随時）</p>
	区分	R02.07	R01.07	増減											
全産業	1.14	1.63	▲0.49												
建設・採掘	7.36	7.34	+0.02												
<p>2 新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進事業</p> <p>○建設業、測量・建設コンサルタント等業務業者団体を訪問し、制度の概要を説明</p> <p>○事業を広く周知するためチラシを作成し、関係団体へ周知を依頼</p> <p>○募集要領を県のホームページに掲載するとともに、関係団体、県の入札参加資格認定者に送付</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症対策建設労働者雇用促進助成金支給要綱を制定し、5月20日から受付を開始</p> <p>【受付件数】18件 【支給決定】16社（16人）</p> <p>○9月18日から助成対象業者を下請業者まで拡大</p> <p>○雇用開始の期限を令和3年3月31日まで延長するため繰越明許費を9月議会に提案</p>	—													

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応
空港	<p>1 航空路線の運航状況</p> <p>○国内線については、3月上旬以降、減便が続いていたが、緊急事態宣言の解除を受け、6月から徐々に復便している。</p> <p>○国際線については、3月下旬以降、全路線運休となっており、回復の見通しが立っていない。</p> <p>【国内線】 5路線 13～18往復/日 《内訳》 〔 羽田 9～13 (17), 成田 0～1 (3), 札幌 1 (2), 仙台 2 (2), 沖縄 1 (1) () 内は通常ダイヤ 〕</p> <p>【国際線】 全路線運休中 《通常ダイヤ (週あたり往復便数)》 〔 大連・北京 5, 上海 7, 台北 7, 香港 4 バンコク 3^{※1} 〕</p> <p>※1: 運航会社であるノックエアが、新型コロナウイルス感染症の影響による経営悪化のため、7月30日にタイ国内において破産法に基づく会社更生手続きを申請。(今後、同国裁判所の管理下で、事業継続しながら再建を目指す。)</p>	<p>○国内線については、利用促進のため、航空会社に対し、広告経費を支援できるよう、9月議会に提案</p> <p>○国際線については、航空会社に対し、次の経費の一部を当面6か月間(8月まで)支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線維持のために必要となる経費(事務所賃貸料等の固定経費) ・速やかな路線回復を図るために必要となる経費(一般共用施設使用料等、運航便数に応じて必要となる変動経費) <p>○国際線の路線維持に不可欠な機内食製造会社に対し、固定経費の一部を、当面4月から8月まで支援</p> <p>〔※上記の国際線航空会社及び機内食製造会社への支援を令和3年3月31日まで継続できるよう、9月議会に提案〕</p> <p>○ノックエアの復便に向け、引き続き動向把握に努めるとともに、必要な働きかけを実施</p> <p>○全国知事会や中国地方知事会を通じて、地方空港の当面の路線維持に必要な支援及び回復期には路線の回復に必要な支援を行うよう国に要請</p> <p>○感染防止・注意喚起のため、8月7日から出発ロビーにサーモグラフィーを設置(広島県空港振興協議会からの補助により広島空港ビルディング株が設置)</p>	<p>○国管理空港(広島空港含む)の空港使用料(着陸料・停留料・保安料)及び航行援助施設利用料について、半年間程度、支払いを猶予</p>

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応
空港	<p>2 空港連絡バスの運行状況</p> <p>○空港連絡バスについては、航空路線の減便・運休の影響を受け、4路線が運休している。</p> <p>〔運行中：広島駅(新幹線口)、広島バスセンター、呉駅、三原駅、三次駅、白市駅〕 〔運休中：福山駅、尾道駅、竹原駅、西条駅〕</p> <p>○三次空港連絡バスについては、昨年4月の運行開始以来利用者の低迷が続き、今後も利用者の回復が見通せないため、9月末をもって運行終了の予定である。</p>	<p>○随時、航空路線の運航予定等をバス事業者へ情報提供し、バスの運行計画作成を支援</p> <p>〔※広島空港リムジンバスを運営しているアクセス事業者に対して、路線・便数を復便するために必要な経費を支援できるよう、9月議会に提案〕</p> <p>○三次空港連絡バスについては、三次市やバス事業者と連携して、当面の代替手段について周知を図るとともに、今後、一定の利用者が見込める盆・年末年始の運行対応など、空港利用者に対する利便性の確保に向けた検討を実施</p>	-

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応
港湾	<p>1 生活航路の状況</p> <p>○生活航路においては、通勤・通学等の利用者を中心に回復傾向が見られるものの、依然として前年よりは大きく落ち込んでいる。</p> <p>○利用者数全体の傾向としては、5月に75%程度の落ち込みが生じたが、6月、7月は50%程度の落ち込みとなっており、緩やかな回復傾向にはある。</p>	<p>○港湾施設使用料について、令和3年3月末までを支払い期限とした支払いの猶予措置の受付を4月30日から開始（9月30日までの期間分）</p> <p>【受付件数】41件</p> <p>※10月1日から令和3年3月31日までの間の期間分の猶予について、9月18日以降受付開始</p> <p>○港湾施設使用料について、影響の生じている事業者の令和2年4、5、6月分の減免の受付を6月1日から開始</p> <p>【受付件数】71件</p> <p>※港湾施設使用料減免の7月分以降の期間延長（令和3年3月分まで）に係る補正予算を9月議会に提案</p>	<p>○国土交通省から、各港湾管理者に対し、公共交通や物流機能の維持のため「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の周知・協力依頼が行われた。</p>
	<p>2 港湾物流の状況</p> <p>【広島港】</p> <p>○3月までは、大きな影響は出ていなかったが、自動車関連の貨物を主体に、4月は25%程度、5月には50%を超えるコンテナ貨物の落ち込みが生じたが、6月以降は徐々に回復し、8月は25%程度の落ち込みとなっている。</p> <p>【福山港】</p> <p>○3月、4月は前年並みで、5月は10%を超えるコンテナ貨物の落ち込みが生じ、6月は5%程度の増と持ち直したが、7月は再び15%を超える落ち込みとなり、8月も10%程度の落ち込みとなっている。</p>		
	<p>3 クルーズ船の状況</p> <p>○寄港予定のキャンセルが相次ぎ、今後もキャンセルが増加する見込み。（R元年度実績：57回）</p> <p>【広島港】（R元年度実績：57回）</p> <p>○令和2年度の寄港予定は69回から13回に減少</p> <p>【福山港・尾道糸崎港】（R元年度実績：1回）</p> <p>○令和2年度の寄港予定は5回から皆減</p>		-

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応
住宅	<p>1 県営住宅に係る家賃減免・徴収猶予</p> <p>○県営住宅入居者から所得の減少に伴い、家賃の徴収猶予等について <u>159</u> 件の相談あり、<u>104</u> 件の申請書が提出されている。</p>	<p>○県営住宅入居者に対する支払い猶予の規定に基づき、猶予等の措置</p> <p>○相談については指定管理者にて随時対応</p> <p>【申請対応状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査中：<u>6</u> 件 ・承認済：<u>98</u> 件 	<p>○国土交通省住宅局から都道府県に対し、公営住宅等入居者の家賃滞納等への対応及び緊急事態宣言を受け居所を失った者への対応において配慮するよう要請</p>
	<p>2 県営住宅の提供</p> <p>○県営住宅への入居相談件数は <u>17</u> 件あり、<u>7</u> 件の入居が決定している。</p> <p>【提供可能戸数】 75 戸</p> <p style="font-size: 2em;">{</p> <p style="padding-left: 20px;">広島市 37 戸， 呉市 3 戸， 竹原市 3 戸， 三原市 1 戸， 尾道市 5 戸， 福山市 2 戸， 三次市 2 戸， 庄原市 1 戸， 東広島市 2 戸， 廿日市市 3 戸， 海田町 10 戸， 坂町 6 戸</p> <p style="font-size: 2em;">}</p>	<p>○県営住宅への入居については、リーマンショック時と同様に、仮住居として有償提供（当面 6 か月間、最低の所得水準の家賃を適用）</p>	
公園	<p>1 県立公園の利用</p> <p>○3月7日から段階的に利用中止措置を講じてきたが、5月14日の緊急事態宣言解除以降、順次、利用を再開し、5月22日の使用制限の協力要請解除を受けて、全ての公園施設について利用を再開した。</p> <p>【対象施設】</p> <p>びんご運動公園 せら県民公園 みよし公園</p>	<p>○「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下、「県の対処方針」という。）に基づき、適切な感染予防対策を継続</p>	<p>○国営備北丘陵公園</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月18日から臨時休園していたが、5月14日以降、順次再開園し、7月18日からは全ての施設の利用が再開された。

区分	現状・影響等	県の対応	国の対応
公園	<p>2 ひろしまはなのわ 2020 における行催事</p> <p>○メイン会場の集中展開期間（3月19日から5月24日）、夏の連携イベント開催のための再オープン期間（7月10日から8月16日）が終了した。</p> <p>○メイン会場は、秋の連携イベント開催に向けて、展示等の撤去や花壇の植替えを進めている。</p>	<p>○旧市民球場跡地を囲う花壇「はなのわ」は、11月23日の緑化フェア開催期間終了まで展示を継続</p> <p>○イベントの開催にあたっては、「県の対処方針」を踏まえ、適切な感染対策を実施</p>	—
その他	<p>1 道路・河川に係る占用料の徴収猶予</p> <p>○外出自粛・休業要請への取組等の影響により、道路・河川、港湾等の占用料の納付が、期限までに困難となる占用者に対して、納期限を延長</p> <p>○休業等の対象となる事業者について、申請により、占用料を減額</p>	<p>○納期限が9月末までのものについて、占用者から申請等により、納期限を延長 【受付件数】10件</p> <p>○4月から6月の間に占用期間のある占用料について、占用者からの申請により、占用料を1/2に減額 【受付件数】16件</p>	○令和2年4月28日付けで国土交通省道路局路政課長から各都道府県及び指定市に対し、外出自粛要請等により期限までに道路占用料の納入が困難な占用者に適切に対応するよう依頼があった。
	<p>2 道路占用許可の基準緩和</p> <p>○感染拡大予防の対応により、地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用に対して許可の基準を緩和</p>	<p>○占用申請の受付を6月19日から開始 【占用期間】当面、令和2年11月30日まで 【占用料】免除</p>	○令和2年6月5日付けで国土交通省道路局長から基準緩和について通知があり、各都道府県及び指定市に対して同様の取扱いを検討するよう依頼があった。